

入 札 説 明 書

〔 最低価格落札方式 〕

令和 7 年 1 0 月

中国運輸局総務部会計課

入 札 説 明 書 〈電子入札対象案件〉

中国運輸局の一般競争契約に係わる入札公告（令和 7 年 1 0 月 2 9 日付）に基づく入札等については、会計法（昭和 2 2 年法律第 3 5 号）、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）等に定めるほか、この説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 中国運輸局長 金子 修久

2. 担当部局

〒 7 3 0 - 8 5 4 4

広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号

中国運輸局総務部会計課

3. 調達内容

（1）契約件名

広島運輸支局他で使用する電気

（2）仕様

別紙仕様書のとおり

（3）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 : 0 0 から令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0

（4）履行場所

別紙仕様書のとおり

4. 入札参加申請書の提出について

（1）電子入札による場合

電子調達システム

政府電子調達（G E P S） <https://www.geps.go.jp/>

日時：令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月） 1 6 時 0 0 分まで

（2）紙入札による場合

日時：令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月） 1 6 時 0 0 分まで

場所：中国運輸局 総務部会計課に必着のこと

5. 入札日時及び場所

（1）電子入札による場合

日時：令和 7 年 1 2 月 1 8 日（木） 1 6 時 0 0 分まで

（2）紙入札（郵送）による場合

日時：令和 7 年 1 2 月 1 8 日（木） 1 6 時 0 0 分まで

場所：中国運輸局 総務部会計課に必着のこと

（3）紙入札（持参）による場合

日時：令和 7 年 1 2 月 1 8 日（木） 1 6 時 0 0 分まで

場所：中国運輸局総務部会計課

広島市中区上八丁堀 6 - 3 0

6. 開札日時及び場所

日時：令和7年12月19日（金） 11時00分

場所：中国運輸局 第1会議室（広島合同庁舎4号館5階北側）
広島市中区上八丁堀6-30

7. 競争に参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度一般競争及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、Aの等級に格付けされ、中国地域の参加資格を有している者であること。また、電子調達システムによる場合は、電子認証（IC）カードを取得していること。
- (3) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、省CO2化の要素を考慮する観点から、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙1に掲げる入札適合条件を満たす者であること。
- (5) 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成9年5月30日官会第1242号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）を承諾したもの。
- (7) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者ででないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）
- (8) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

8. 契約条項を示す場所等

〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎4号館4階
中国運輸局総務部会計課 経理係
電話：082-228-3435
FAX：082-227-9797

9. 質問書の提出

入札公告等の内容に質問がある場合は、次に従い書面又は電子メールによる質問書を提出すること。

（様式は任意とする。）

- ① 期間 公告の日から入札参加申請書提出期限の前日（土曜、日曜及び祝日を除く）の午前9時から午前12時まで、午後1時から午後5時まで
- ② 場所 中国運輸局総務部会計課
- ③ 方法 持参、書留郵便による郵送又は電子メール
(cgt-chugoku-keiri@gxb.mlit.go.jp)

10. 入札方法

- (1) 入札に参加する者は、暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び確認書（様式7）を電子調達システムを用いて、入札公告3.（3）に示した期限までに提出すること。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）、紙入札方式参加願（様式2）を8.の場所に入札公告3.（3）に示した期限までに提出し、発注者の承諾を得たうえで、紙入札方式により本件入札への参加を認めることとする。（様式2の資格審査登録番号には資格審査結果通知書に記載の業者コードを記入すること。）
なお、本入札に使用するICカードについては、確認書に記載した券面の番号のICカードに限定し、これ以外を使用した入札は無効となるので注意すること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書には、競争参加資格の格付けを証明する書類（資格審査

- 結果通知書（全省庁統一資格））、誓約書【労働者派遣法、社会保険関係】、適合証明書、特定電源割当計画書、その他必要な書類（紙入札方式参加願、委任状等）を添付すること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する者が代理人である場合においては、参加を希望する入札手続前までに都度委任状又は期間委任状が電子調達システムにおいて設定された場合に限り認めるものとする。ただし、紙入札方式による入札者であって、代理人が入札する場合においては、上記委任状（様式3又は様式4）を参加を希望する入札案件の入札手続前までに提出しなければならない。なお、入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、発注者が電子調達システムにより証明書等審査結果通知書を発行するまでの間（紙入札方式による入札者であっては、開札日の前日までの間）において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (5) 原則として、当該入札の執行において入札の執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (6) 入札保証金・契約保証金は免除する。
- (7) 落札者の決定は、本入札説明書に従い書類・資料を提出したうえで、有効な入札書を提出した入札者であって、この説明書に明記された競争参加資格を満たすことの出来ること及びその他の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (8) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途仕様書において提示する月ごとの予定電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。
※ 入札金額の算定にあたっては、力率は100%とし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (9) 落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 電子調達システムでは、電子くじの機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要となるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願（様式2）に記載するものとする。
- (11) 落札者となるべき同価格の入札を行った者が二人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、下記の要領で行うものとする。
ア 同価格の入札を行った者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
イ 同価格の入札を行った者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
ウ 同価格の入札を行った者が紙入札事業者のみの場合
入札者に電子入札システムによる入札者が含まれない場合は、当該落札価格となるべき同価格の入札をしたものは、開札場においてただちにくじを引き落札者を決定する。
- (12) 電子調達システムの証明書等の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルは以下のものを用いて作成すること。
ア 一太郎（2015型式以下で保存したもの）
イ Microsoft Word（Word2013 型式以下で保存したもの）
ウ Microsoft Excel（Excel2013 型式以下で保存したもの）

エ PDF ファイル (Acrobat11 以下で作成したもの)

オ 画像ファイル (JPEG 型式 GIF 型式)

- (13) 支払は別添契約書(案)のとおり、検査職員による検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に行う。
- (14) 契約条項及び入札説明書の疑義については入札前までに確認し、入札開始後の疑義は原則として受け付けない。また、入札後の異議の申し立てを認めない。
- (15) 詳細については、別紙中国運輸局競争契約入札心得の定めるところによる。

11. 契約書の作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

電子調達システムによる電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続きに従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙契約方式承諾願(様式8)を提出し、紙契約方式に代えるものとする。

12. 違約金に関する特約事項

要

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の軽減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素		区分				配点
①	令和5年度 1 kWh 当たりの 二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.000	以上	0.450	未満	7 0
		0.450	以上	0.475	未満	6 5
		0.475	以上	0.500	未満	6 0
		0.500	以上	0.520	未満	5 5
		0.520	以上			0
②	令和5年度の未利用エネルギー 活用状況	0.675%	以上			1 0
		0%	超	0.675%	未満	5
		活用していない				0
③	令和5年度の再生可能エネルギー 導入状況	15.00%	以上			2 0
		8.00%	以上	15.00%	未満	1 5
		3.00%	以上	8.00%	未満	1 0
		0%	超	3.00%	未満	5
		活用していない				0
④	需要家への省エネルギー・節電 に関する情報提供の取組	取り組んでいる				5
		取り組んでいない				0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す別紙「適合証明書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別紙 1 の「各用語の定義」

用語	定義
① 令和 5 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 5 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策促進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 5 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
② 令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 5 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 5 年度未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を令和 5 年度供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 5 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和 5 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス 3. 令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売事業者への販売分は含まない。

	4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④ 令和5年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) ② 令和5年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。) ③ グリーンエネルギーC02 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーC02 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量 (kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和5年度の供給電力量 (需要端 (kWh)) 1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3. 令和5年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)

組	・需給逼迫等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
---	--

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、 団体である場合は当団体)は、下記のいずれにも該当しません。また、 当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。